



2015年8月18日(火)

## エコキュートで不眠 所沢の夫婦、製造業者と隣人を提訴

ヒートポンプ式給湯器「エコキュート」から発生した低周波音で不眠や頭痛などの健康被害を受けたとして、所沢市の60代夫婦が18日、製造業者のパナソニックなどを相手取り、慰謝料など総額184万8千円の支払いを求めてさいたま地裁川越支部に提訴した。判決が確定するまで、1人当たり1日4千円を加算して損害金を請求し、隣人にエコキュートの運転差し止めを求めた。

パナソニックは「訴状の確認ができていないので、コメントは控えます」としている。

訴状などによると、エコキュートから原告の自宅寝室までの距離は約2メートル。原告は今年1月20日ごろから低周波音を感知し、運転音により慢性的な不眠や頭痛などの健康被害が続いているとしている。

代理人の井坂和広弁護士は「エコキュートの低周波音をめぐる健康被害は日本各地に散在する問題。単なる個人の問題では終わらせないよう、問題解決に向けたステップにしていきたい」と述べた。

エコキュートは外気熱を利用して湯を沸かす家庭用ヒートポンプ給湯器の愛称。省エネ効果が高く、累計出荷台数は昨年400万台に達した。電気料金の安い夜間に稼働するため、健康被害を訴えるケースが全国で相次いでいる。2009年に前橋地裁高崎支部を皮切りに、各地で同様の訴訟が行われている。

2015.8.19 07:02

## 所沢の夫婦「エコキュートで健康被害」 製造業者らを提訴

隣家に設置されたヒートポンプ式給湯器「エコキュート」が発する低周波音によって、不眠や吐き気などの健康被害を受けているとして、所沢市の60代の夫婦が18日、隣家の給湯器使用差し止めと給湯器製造業者らに約180万円の損害賠償などを求めて、さいたま地裁川越支部に提訴した。

訴状によると、原告の隣家住人が平成26年12月中旬、自宅新築と同時に給湯器を設置。原告らは27年1月下旬から、給湯器の運転音により睡眠が妨げられ、頭痛や吐き気などの症状が出るようになったとしている。症状は現在も続いているという。

原告代理人は「今回の訴訟をきっかけに、日本でもヨーロッパ諸国並みの低周波音に対する規制が設けられてほしい」と話した。給湯器製造業者は「訴状の確認ができていないので、コメントは差し控える」としている。

【埼玉】

## 給湯器の音で健康被害 メーカーなどを損賠提訴

2015年8月19日

隣家に設置されたヒートポンプ式給湯器「エコキュート」の運転音で頭痛や不眠などの健康被害を受けたとして、所沢市に住む六十代の夫婦が十八日、給湯器メーカーと住宅メーカーに損害賠償などを求める訴訟をさいたま地裁川越支部に起こした。

エコキュートは空気中の熱を利用する給湯器で、割安な夜間電力を使用することで電気代を節約できるのが特徴。複数のメーカーが製造しており、全国で普及が進んでいる。

一方、機器の発する運転音が原因で健康被害を受けたとする訴訟が各地で相次いでいる。群馬県高崎市の男性が隣家のエコキュートの使用停止などを求めた訴訟では、二〇一三年に機器を撤去することなどで和解が成立した。

この男性と妻は頭痛や不眠の症状を訴えており、消費者安全調査委員会（消費者事故調）は二人の申し出を受け、エコキュートの影響を調査。昨年十二月に公表した報告書では、運転音に含まれる低周波音が症状発生に関与した可能性がある、と指摘した。

所沢の夫婦の訴状などによると、昨年十二月に自宅の隣にエコキュートを備えた新築住宅が完成。翌年一月から夜間にエコキュートの室外機が発する低周波音で不眠や頭痛などの症状が出た。

給湯器メーカーについては「（健康被害を防ぐ設置方法など）具体的な指示、警告を行っていない」、隣家を建てた住宅メーカーについては「原告と協議せずに設置した」などと主張。両社に対し計約百八十四万円と判決確定まで一人当たり一日四千円の損害賠償を、隣家に対しては使用停止を求めている。

## 提訴:所沢の夫婦「エコキュートで健康被害」 メーカーなどを / 埼玉

毎日新聞 2015年08月19日 地方版

隣家に設置された家庭用電気給湯器「エコキュート」の低周波音で不眠などの健康被害を受けたとして、所沢市に住む60代の無職夫婦が18日、メーカーの「パナソニック」と工事を施工した「桧家住宅」、隣家の住人を相手取り、約185万円の損害賠償や使用差し止めなどを求め、さいたま地裁川越支部に提訴した。

原告側弁護士によると、消費者庁が昨年12月、エコキュートの運転音に関し、群馬県内の夫婦の健康被害の原因になった可能性が高いとする報告書を公表した後、同様被害での提訴は初めて。

訴状によると、エコキュートは昨年12月に設置され、原告夫婦は今年1月ごろから不眠状態やうつ症状、吐き気などが続いているとしている。原告と被告の家は共に一戸建てで、エコキュートの室外機は、原告宅の寝室から約2メートルほどのところに設置されていた。

パナソニックは「訴状を確認していないのでコメントを控えたい」、桧家住宅も「訴状の内容を把握してから対応を考えたい」とコメントした。

エコキュートは、大気中の熱を集めて、お湯を沸かす家庭用ヒートポンプ式給湯機の愛称。電力各社と住宅関連メーカーが普及を図っている。【木村敦彦】

---